

【こども基本法】（令和5年4月1日施行）

こども施策に関する基本理念を定め、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法

第3条 基本理念

- 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないこと。
- 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること。
- 全てのこどもについて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表す機会と多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 全てのこどもについて、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること。

第10条 こども計画の策定

- 都道府県は「こども大綱」を勘案し「都道府県こども計画」を定めるよう努める。
- 市町村は「こども大綱」及び「都道府県こども計画」を勘案し、「市町村こども計画」を定めるよう努める。
- こども計画は、国の既存の大綱（子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱）に基づく市町村計画である「子ども・若者計画」、「子どもの貧困対策に関する計画」その他のこども施策に関する計画（「子ども・子育て支援事業計画」など）と一体的に作成することができる。

【こども大綱】（令和5年12月22日閣議決定）

すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指す。

こども施策の基本的な方針

- ① こどもを権利の主体として認識し、多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こどもの今とこれからの最善の利益を図る。
- ② こどもや子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく。
- ③ こどもや子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する。
- ④ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこどもが幸せな状態で成長できるようにする。
- ⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って、結婚、子育てに関する希望を実現させる。
- ⑥ 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する。

2 成田市子ども計画の概要

現在の「第2期成田市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が令和6年度末で終了することから、次期計画として策定するもの。

また、こども政策を総合的に推進していくため、現行計画の見直しと併せ、現行計画に、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「こどもの貧困対策計画」と子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」を一体化させた「成田市子ども計画」を策定する。

成田市子ども計画 【計画期間 令和7年度～令和11年度】

成田市子ども計画

子ども・子育て支援事業計画（現行）
（子ども・子育て支援法に
基づく法定計画）

教育・保育、子育て支援事業の
提供体制
（子ども・子育て支援法）

乳幼児の健康の確保と増進
教育環境の整備
子育てを支援する生活環境の整備
（次世代育成支援対策推進法）

子どもの貧困対策計画
（子どもの貧困対策の推進に
関する法律）

子ども・若者計画
（子ども・若者育成支援推進
法）

こどもの意見を表明する
機会の確保と意見の尊重

こども基本法 第11条

こども施策を策定、実施に当たっては、施策の対象となるこどもや、こどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

こどもの最善の利益を
優先的に考慮

こども基本法 第3条
こども大綱基本理念

こどもを権利の主体として認識し多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こどもの今とこれからの最善の利益を図る。

3 法的位置づけ及び市の他の計画との関係

法的位置づけ

本計画は、こども基本法第10条に基づく「こども計画」として、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」と併せて策定するもの。

こども基本法 第10条(再掲)

市町村は「こども大綱」及び「都道府県こども計画」を勘案し、「市町村こども計画」を定めるよう努める。

子ども・子育て支援法 第61条

市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

こども大綱



千葉県こども計画

令和6年度策定



成田市こども計画

市の他の計画との関係

成田市総合計画「NARITAみらいプラン」を上位計画とし、児童福祉、母子保健・医療、教育関係、青少年健全育成などのこどもや若者に関する施策を総合的に進めるための計画として位置づける。

また、成田市総合保健福祉計画を始めとする各種関連計画との連携や整合をとった計画として策定する。

成田市総合計画 NARITAみらいプラン



成田市総合保健福祉計画 高齢者福祉分野、障がい者福祉分野 地域福祉分野、児童福祉分野、健康分野



成田市こども計画



各種関連計画 成田市男女共同参画計画 成田市学校教育振興基本計画 成田市生涯スポーツマスタープラン 成田市食育推進計画

※保健福祉審議会及び同審議会の子ども・子育て支援部会で審議等を行う。

4 成田市こども計画の骨子(案)

はじめに

- ・計画の背景・趣旨
- ・計画の位置づけ
- ・計画の期間
- ・計画の対象

(1)こども・若者や子育て家庭を取り巻く状況

- ・こどもや若者をめぐる状況
(出生数、児童の状況、就業率)
- ・人口等の見通し(将来推計人口)
- ・こども・若者・子育て当事者の現状
(アンケート等結果概要)

(2)計画の基本的な方針

- ・基本理念
- ・基本的な視点

(3)施策の展開

- ・施策体系
- ・推進施策、取組・事業

(4)子ども・子育て支援事業計画記載事項

- ・教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の
「量の見込み」と「確保の内容」

(5)計画の推進

- ・計画の点検・評価

※現時点の案。素案提示までに、変更の可能性あり。

5 基本理念(案)

こども計画策定にあたっての考え方

こども基本法やこども大綱の考え方を踏まえ、これまでの「大人目線」に立った取り組みから「こども目線」「こどもまんなか」に立った取り組みを行っていく。

夢と希望を持ち 未来を切りひらく こどもが育つまち

現行の成田市子ども・子育て支援事業計画の基本理念も踏まえ、こどもが自分の良さや可能性を発揮し、自らの力で豊かで幸せな将来を切りひらく力をはぐくめるよう、こどもの権利を尊重するとともに、すべてのこどもの最善の利益を第一に考え、こどもを地域全体で見守り、支えていくことができる環境づくりを目指す。



こどもが主体となる視点を追加

成田市子ども・子育て支援事業計画(現行)

「みんなで創る 笑顔あふれる 子育て応援のまち」

子どもたちが健やかに成長でき、保護者が安心して子どもを産み育てられるよう、家庭を中心に、社会を構成する全ての人々が、子どもや子育て支援に対して関心や理解を深め、協働し、それぞれの責任と役割を果たすことが重要であることから、子育てを地域全体で見守り、支え合うまちの実現を目指す。

6 基本的な視点(案)

基本理念の実現に向けて、施策を実行していくうえでこどもの利益を最大限尊重するとともに、社会全体でこども・若者、そして子育て当事者を支援していくこととする。その考え方については次のとおりである。

基本的な視点①

「こどもの権利を尊重し、こどもの最善の利益を第一に考えます」

こどもの意見を聴き、対話しながらともに施策を進めていくことで、こどもの権利を保障し、こどもの健やかな成長を支援します。

また、ライフステージに応じ、切れ目のない支援を行い、すべてのこどもが個性豊かに生きる力を伸ばせる環境づくりを推進します。

基本的な視点②

「すべてのこどもが自分らしく活躍できるよう、社会全体でこどもの育ちを支えます」

すべてのこどもが、様々な場面で自分らしく生き生きと活躍できる社会を目指すため、子育て家庭だけではなく、地域、事業者など社会全体が、こどもの育ちや子育てに関心を持ち、連携して、こどもの育ちを支える環境づくりを推進します。